

法人税法施行規則第四条の二の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める要件
の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和6年3月30日
厚生労働省

今般制定された、法人税法施行規則第四条の二の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める要件（令和6年厚生労働省告示第183号）は、令和5年度の税制改正大綱を受けた法人税法施行令（昭和40年政令第97号）及び法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）の施行に関し、国民健康保険団体連合会が行う事業のうち法人税非課税となるものの要件を定めるものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第2号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 （略）

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三～八 （略）

担当：厚生労働省 保険局国民健康保険課